

# 鳥取県避難所機能・運営基準

平成19年2月 鳥取県防災対策研究会

## 1 想定する避難所規模

- 避難所規模は200人とする。
- 収容基準として、長期避難の場合、避難者1人当たり建物面積として6㎡程度（うち有効建物面積3㎡程度）を確保する。
- 短期の場合であっても、最低でも避難者1人当たり1.65㎡のスペースを確保する。（要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）

- ・ 鳥取県西部地震の際、避難所は小学校や中学校の体育館を使用した。通常の体育館は600～700㎡程度である。小学校で150人、中学校で200人を受入れたが、中学校は満杯状態だった。通路等を考えれば、一人当たり約3㎡が必要である。（日野町）
- ・ 収容基準は、概ね3.3㎡当たり2人とする。（市町村地域防災計画（震災対策編）策定・見直しマニュアル）
- ・ 避難所の収容基準は、概ね次のとおりである。（東京都）
  - 長期避難 居室 3.3㎡当たり 2人
  - 一時避難 居室 3.3㎡当たり 4人
- ・ 収容基準は、避難所では避難者の居住スペースのほかにも、災害弱者の介助、医療の提供、会議等に使用されるスペースの確保が必要となることから、避難者1人当たり建物面積として6㎡程度（うち有効建物面積3㎡程度）を確保するものとするのが望ましいこと（最低でも3.3㎡あたり2人が限度）（消防庁・（財）地域活性化センター「大規模地震発生直後からの避難生活の安定確保の手引き」）

## 2 平時からの対策

### （1）早期開設のための取り組み

- 鍵の分散管理
- 避難所緊急対応職員の指定

- ・ 避難所の鍵を事前に近隣住民に預けていたことは早期開設に有効だった。（長岡市）
- ・ 震度5強以上の地震が発生した場合、避難所となる小学校等に30分以内に駆け付ける「震災時緊急対応職員」を2～3人あらかじめ避難所ごとに指定しておく制度を設けた。（福岡市）

### （2）円滑な運営のための取り組み

- 避難所運営職員の指定

- ・ 災害時の職員の対応に準備ができていなかった。（見附市）
- ・ 避難所への職員配置は、職員の居住地区を考慮して行った。（川口町）
- ・ 職員は地域とのつながりが強く、住民一人ひとりを知っていたため、住民の安否確認は支障なくできた。ただし、アパートなど集合住宅に住む住民の確認は地域とのつながりが薄く困難であった。（川口町）

### （3）機能強化のための取り組み

○避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）

- ・ 重要な備蓄物資として、水、食糧、毛布だけでなく照明がある。照明がなければ、精神面で非常に不安になる（魚沼市）
- ・ 地震により電球が全て落下。電力供給を受けても電球が無く、避難所に照明はなかった。（川口町）

### 3 避難所機能基準

機能	内容
避難所受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所入口での避難者受付（氏名、住所、要援護者の有無等）</li> </ul>
避難居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね町内ごとに場所を設定し、代表者（リーダー）を選出</li> <li>・ 簡易畳、建築断熱材（以下「畳敷き等」）を配備</li> <li>・ 長期となる場合は、プライバシー確保のための衝立設置を検討</li> </ul> </li> <li>○要援護者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等はトイレに近い場所に専用居室を設定</li> <li>・ 専用居室が確保できない場合は、視覚遮へい衝立で場所を設定するとともに、介助者を考慮してスペースを確保</li> <li>・ 畳敷き等については、最優先に配備</li> </ul> </li> <li>○乳幼児等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授乳やオムツ交換等を考え、畳敷き等の場所を優先的に設定</li> <li>・ 専用居室が確保できない場合は、視覚遮へい衝立で場所を設定</li> </ul> </li> </ul>
情報コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口受付の付近に「広報掲示板」「伝言板」を設置</li> </ul>
避難所管理コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線機・パソコン・避難所日誌・事務用品等を置き、管理庶務実施場所を設置</li> </ul>
物資配給コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、避難所生活物資を管理、保管、配給する場所を設置</li> </ul>
相談コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に対する生活相談などの場所を設定</li> <li>・ 専用居室が確保できない場合は、衝立で場所を設定</li> </ul>
救護・健康チェックコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けが人の応急手当、避難者健康チェック、健康相談などに対応するため、保健師を巡回派遣</li> <li>・ 専用居室が確保できない場合は、衝立で場所を設定</li> </ul>
男女更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着替えなどのプライバシー保護のため、専用居室が確保できない場合は、衝立で場所を設定</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレ等の災害時のトイレについては、できる限り男女別のトイレを確保</li> </ul>
休憩・自由コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者のコミュニティの場として活用</li> <li>・ 専用居室が確保できない場合は、衝立で場所を設定</li> </ul>
予備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民増加への対応や打合せ会議等に使用</li> </ul>

#### 4 避難所運営基準

##### (1) 配置人員一覧（日中帯）及び作業内容

区 分	人数	内 訳	主な業務内容
避難所受付 担当	3名	職員1名 応援者2名	避難者受付、名簿作成・管理 各種問い合わせ対応
避難居室担当	13名	職員1名 応援者2名 避難者リーダー10名	室内・トイレ清掃 避難者への情報伝達 避難者調整・伝達
要援護者担当	2名	職員1名 県応援職員1名	要援護者の受付 要介護者の介助
情報・避難所 管理コーナー 担当	2名	応援職員2名	災害対策本部との連絡 連絡事項の掲示 避難所管理庶務
物資配給 コーナー担当	5名	職員1名 応援者4名	救援物資の受領、整理、管理、 配給
計	25名	職員4名 応援者11名  避難者リーダー10名	

※ 職員8名のローテーションで24時間対応（日中4名、夜間2名、休み2名）

※ 応援者：県・他市町村等からの応援職員及びボランティアを想定

##### (2) 職員ローテーション計画（8日間1サイクル）

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	備 考
職員1	◎	○	▲	×	○	○	▲	×	
職員2	○	○	▲	×	◎	○	▲	×	
職員3	○	▲	×	◎	○	▲	×	○	
職員4	○	▲	×	○	○	▲	×	◎	
職員5	▲	×	◎	○	▲	×	○	○	
職員6	▲	×	○	○	▲	×	◎	○	
職員7	×	◎	○	▲	×	○	○	▲	
職員8	×	○	○	▲	×	◎	○	▲	

##### 【記号の説明】

◎：日勤（6：00～16：30） ※朝食対応のため早出日勤

○：日勤（8：30～19：00）

▲：夜勤（17：00～9：00）

×：休日（待機） ※状況によっては応援

## 5 避難所運営上の注意点

### (1) 避難所受付担当

- 避難者名簿は町内会毎に作成・集計し、安否確認を実施
- 避難者増加で収容人数の限界が予想される場合は、避難所の増設を検討

### (2) 避難居室担当

- 段ボール製の衝立（県内業者でも製造）等を活用しプライバシーを確保
- 避難者を地域性を考慮して20名程度に班分け。各班から1名リーダーを選出
- 各班リーダーは、避難居室担当として運営協力に当たり、避難者への情報伝達や避難者要望事項等を取りまとめ

- ・ 避難所生活を円滑に行うため、避難所における自治組織を早期に立ち上げることが必要であった。（長岡市）
- ・ 避難所の運営は自主運営であり、地域コミュニティがしっかりしている所ほど運営がスムーズであった。（小千谷市）

### (3) 要援護者担当

- 女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討
- 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
- 介護者の有無や障害の種類・程度等に応じた優先順位付けした対応
- 要援護者の一時受入施設への転送の検討

- ・ 県の支援制度で高齢者等の旅館等への一時避難受入窓口を設置し、公共宿泊施設、温泉旅館、保養所等を紹介した。（長岡市）
- ・ 避難対策は要援護者を優先し、二次避難所として町の保養センターを確保し、ベッドを備えた専用の施設で、常に医師の目が届くよう配慮した。（小国町）
- ・ 高齢者については、避難所対策として県負担で六日町の温泉へ避難（130人）させる対応をしてくれた。（川口町）

### (4) 物資配給コーナー

- 救援物資の受付は、原則日中で要請
- 道路状況に応じた搬送手段や荷捌要員を要請

- ・ 救援物資の支援の際は、物資を送るだけでなく荷捌き要員も一緒に派遣されると有難かった。（長岡市）
- ・ 道路が狭く大型車で運ばれた荷物を軽トラックに移し替える必要が生じ、仕分けや移し替えの要員を確保することが大変だった。（長岡市）

(5) その他

○余震で避難所建物が被災した場合、新たな避難所の開設や天幕設置などを検討

- ・ 新潟県中越地震での自衛隊支援実績（内閣府資料）  
天幕設営（最大時）約1,200張、 利用 約2,200名

○避難所警備の実施

- ・ 県内部隊及び県外特別派遣部隊合わせて約150名（ゆきつばき隊）を避難所に派遣し、パトロール、防犯指導等を実施した。

○エコノミークラス症候群対策の実施

- ・ 避難者に対し予防用リーフレットを保健所・警察署より3～5千枚配布し、避難所や旅館、テントへの移動を呼びかけ、医療機関等への早期受診を促した。

## 6 平時からの避難所運営訓練実施

避難所運営がより円滑に実施できるよう地域住民が参加した避難所運営訓練を定期的の実施する。